

北海道帯広工業高等学校

いじめ防止基本方針

令和 5 年 5 月 15 日

北海道帯広工業高等学校

学校いじめ防止基本方針

北海道帯広工業高等学校

1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしやからかいなどのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど多種多様化し、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩んでいる生徒もあり、いじめの問題への対応は学校として大きな課題となっている。

そこで、生徒達が意欲を持って充実した高校生活を送れるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめを認知した場合は適宜に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識を持つ。
- ・「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」「いじめ見逃しがゼロ」との意識を持つ。
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識を持つ。

(3) いじめの構造と動機

①いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合も多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用となったりする。

②いじめの動機

いじめの動機には、次のものなどが考えられる。（東京都立研究所の要約引用）

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思いどおりに支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快な気持ちを味わおうとする）
- ・同調性（強いものに追従する、数の多い側に入っていたい）
- ・嫌悪感（集団内の異質な者への嫌悪、感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）

- ・欲求不満（いろいろを晴らしたい）

（4）いじめの内容

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

（1）日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を次の通りとする。

別紙1 ※ いじめ対策組織の設置

（2）緊急時の組織的対応（いじめ対応フローチャート）

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取り組みを次の通りとする。

別紙2 ※ いじめ対策組織の設置

4 いじめの予防

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。

いじめの未然防止を図るには、いじめ問題をHR担当や部活動顧問などだけで対応せず、教職員それぞれの役割を明確にして組織的に対応する校内体制の確立が必要である。また、学校においては教育活動全体を通して、生徒の一人一人の自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会体制を育てることが重要である。

（1）学業指導の充実

- ・主体的・対話的で深い学びの視点
- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団をつくり
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり
- ・ソーシャル・スキル・トレーニングやソーシャルエモーションラーニングなど心理教育プログラムの推進

（2）特別活動、道徳教育の充実

- ・好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進める。
- ・清掃活動、挨拶運動の充実

（3）教育相談の充実

- ・面談の定期的実施（適宜）

（4）人権教育の充実

- ・人権意識の高揚 特別支援の必要な生徒、発達障害のある生徒への配慮
性的マイノリティー、アイヌ民族・アイヌ文化に対する理解
 - ・講演会等の開催
- (5) 情報教育の充実
- ・教科「情報」におけるモラル教育の充実
- (6) 保護者等・地域との連携
- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
 - ・学校公開の実施

5 いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。

(2) いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン

別紙3

(3) 教室・家庭でのサイン

別紙4

(4) 相談体制の整備

- ・相談窓口の設置・周知
- ・面談の定期的実施（適宜）

(5) 定期的調査の実施

- ・いじめアンケートの実施（5月、10月）
- ・生活実態調査（6月）
- ・ネットパトロール（適宜）

(6) 情報の共有

- ・報告経路の明示・報告の徹底
- ・職員会議等での情報共有
- ・要配慮生徒の実態把握
- ・進級時の引継ぎ

6 いじめへの対応

(1) 生徒への対応

①いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、被害者生徒を徹底して守り通すという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- ・いじめの事実関係を確認する。
- ・安全・安心を確保するとともに、心のケアを図る。
- ・今後の対策について、共に考える。
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。
- ・教職員の言動が児童生徒に大きな影響力を持つという認識の下、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動により児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりしない。

②いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようとする指導を根気強く行うことが大切である。

- ・いじめの事実関係を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。
- ・今後の生き方を考えさせる。
- ・必要がある場合は懲戒を加える。
- ・教職員の言動が児童生徒に大きな影響力を持つという認識の下、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動により児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりしない。

(2) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがってみていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進める。
- ・教職員の言動が児童生徒に大きな影響力を持つという認識の下、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動により児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりしない。

(3) 保護者等への対応

①いじめられている生徒の保護者等に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようする。

- ・じっくりと話を聞く。

- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
 - ・保護者等と生徒のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。
- ②いじめている生徒の保護者等に対して
- 事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。
 - ・いじめは誰にでも起こる可能性がある。
 - ・生徒や保護者等の心情に配慮する。
 - ・行動が変わらるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者等の協力が必要であることを伝える。
 - ・何か気付いたことがあれば報告してもらう。
- ③保護者等同士が対立する場合など
- 教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。
 - ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
 - ・校長をはじめとする管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
 - ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

①教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者等への対応方法
- ・関係機関との調整

②警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる
- ・犯罪等の違法行為がある場合

③福祉関係（スクールソーシャルワーカー）

- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④医療関係との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

⑤弁護士との連携

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

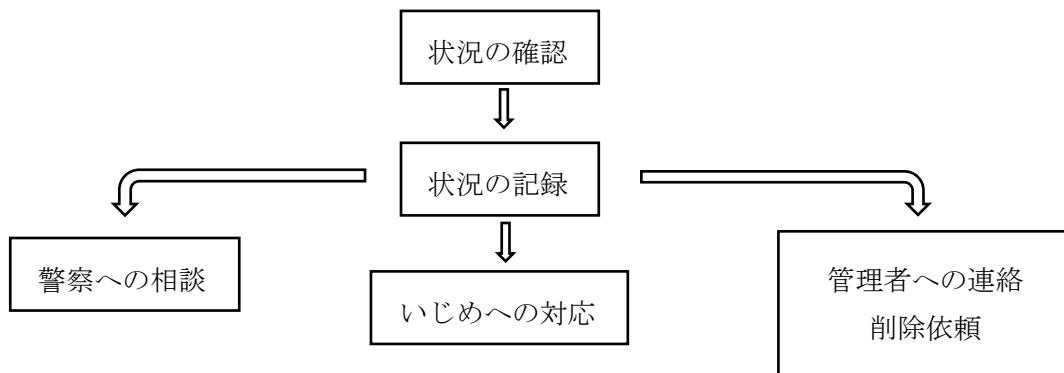
文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

- ①保護者等への啓発
 - ・フィルタリング
 - ・保護者等の見守り
- ②情報教育の充実
 - 教科「情報」における情報モラル教育の充実
 - ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめへの対処

- ①ネットいじめへの把握
 - ・被害者からの訴え
 - ・閲覧者からの情報
 - ・ネットパトロール
- ②不等な書き込みへの対処



- ・一人一台端末を活用した相談窓口の活用

8 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ①生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・身体に重大な障害を背負った場合
 - ・高額の金品を奪い取られた場合
- ②生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。
 - ・年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・連続した欠席の場合は、状況により判断する

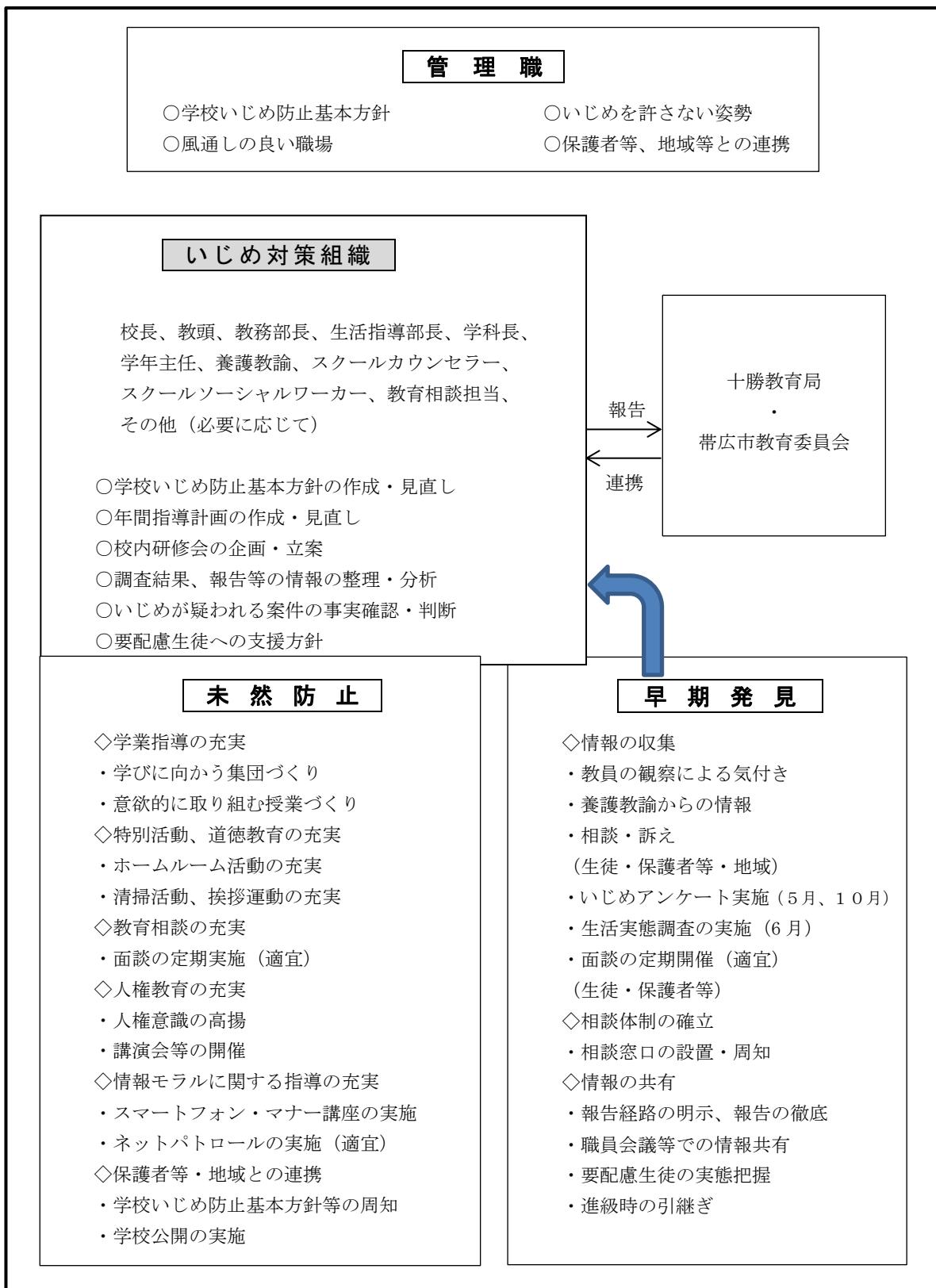
(2) 重大事態時の報告・調査協力及び対応

学校が重大事態と判断した場合、道教委に報告するととともに、道教委が設置する重大事態調査のために協力する。

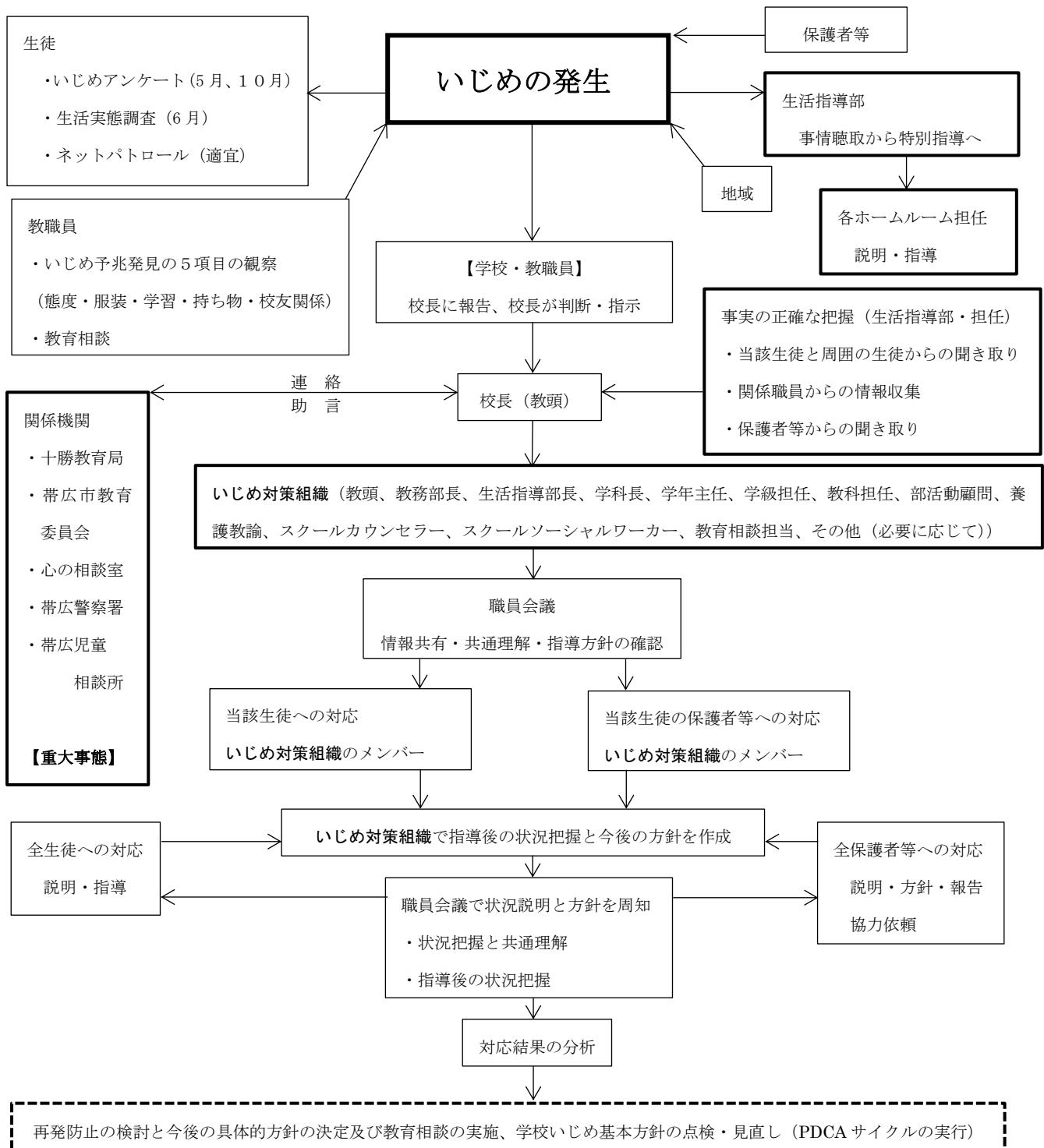
さらに、「北海道いじめ問題解決支援外部専門家チーム（道東地区）」の支援を受け解決に当たる。

別紙1

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



緊急時の組織的対応（いじめ対応フローチャート）



別紙3

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場面	サイン
登校時 朝のS H R	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。
	<input type="checkbox"/> 教員と視線が合わず、うつむいている。
	<input type="checkbox"/> 体調不良を訴える。
	<input type="checkbox"/> 提出物を忘れたり、期限に遅れる。
	<input type="checkbox"/> 担任が教室に入室後、遅れて入室てくる。
授業中	<input type="checkbox"/> 保健室・トイレに行くようになる。
	<input type="checkbox"/> 教材の忘れ物が目立つ。
	<input type="checkbox"/> 机周りが散乱している。
	<input type="checkbox"/> 決められた座席と異なる席に着いている。
	<input type="checkbox"/> 教科書・ノートに汚れがある。
	<input type="checkbox"/> 突然個人名が出される。
休み時間等	<input type="checkbox"/> 弁当にいたずらをされる。
	<input type="checkbox"/> 昼食を教室の自分の席で食べない。
	<input type="checkbox"/> 用のない場所にいることが多い。
	<input type="checkbox"/> ふざけ合っているが表情がさえない。
	<input type="checkbox"/> 衣服が汚れていたりする。
	<input type="checkbox"/> 一人で清掃している。
放課後等	<input type="checkbox"/> 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。
	<input type="checkbox"/> 持ち物がなくなり、持ち物にいたずらされる。
	<input type="checkbox"/> 一人で部活動の準備、片付けをしている。

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

	サイン
<input type="checkbox"/>	教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。
<input type="checkbox"/>	ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。
<input type="checkbox"/>	教員が近づくと、不自然に分散したりする。
<input type="checkbox"/>	自己中心的な行動が目立ち、ボス的存在の生徒がいる。

別紙4

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。HR 清掃活動時や昼休み巡回指導の際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サ イ ン	
<input type="checkbox"/>	嫌なあだ名が聞こえる。
<input type="checkbox"/>	席替えなどで近くの席になることを嫌がる。
<input type="checkbox"/>	何か起こると特定の生徒の名前が出る。
<input type="checkbox"/>	筆記用具等の貸し借りが多い。
<input type="checkbox"/>	壁等にいたずら、落書きがある。
<input type="checkbox"/>	机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者等に伝えておくことが大切である。

サ イ ン	
<input type="checkbox"/>	学校や友人のことを話さなくなる。
<input type="checkbox"/>	友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。
<input type="checkbox"/>	朝、起きてこなかつたり、学校に行きたくないと言つたりする。
<input type="checkbox"/>	電話に出たがらなかつたり、友人からの誘いを断つたりする。
<input type="checkbox"/>	受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。
<input type="checkbox"/>	不審な電話やメールがあつたりする。
<input type="checkbox"/>	遊ぶ友達が急に変わる。
<input type="checkbox"/>	部屋に閉じこもつたり、家から出なかつたりする。
<input type="checkbox"/>	理由のはっきりしない衣服の汚れがある。
<input type="checkbox"/>	理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。
<input type="checkbox"/>	登校時刻になると体調不良を訴える。
<input type="checkbox"/>	食欲不振・不眠を訴える。
<input type="checkbox"/>	学習時間が減る。
<input type="checkbox"/>	成績が下がる。
<input type="checkbox"/>	持ち物がなくなつたり、壊されたり、落書きされたりする。
<input type="checkbox"/>	自転車がよくパンクする。
<input type="checkbox"/>	家庭の品物、金銭がなくなる。
<input type="checkbox"/>	大きな額の金銭を欲しがる。

別紙 5
日常の指導体制チェックリスト

チェックリスト	
<input type="checkbox"/>	学校いじめ防止基本方針を見直したか？
<input type="checkbox"/>	年間指導計画の作成、見直しをしたか？
<input type="checkbox"/>	校内研修会の企画・立案をしたか？
<input type="checkbox"/>	調査結果、報告などの整理、分析はしたか？
<input type="checkbox"/>	いじめが疑われる案件の事実確認はしたか？
<input type="checkbox"/>	要配慮生徒への支援方針を検討したか？
<input type="checkbox"/>	別紙 1、未然防止の観点に取り組んだか？
<input type="checkbox"/>	美化点検活動、挨拶運動、校内ネットパトロールの実施
<input type="checkbox"/>	人権教育の実践
<input type="checkbox"/>	保護者等・地域への学校いじめ防止基本方針等の周知
<input type="checkbox"/>	別紙 1、早期発見の観点に取り組んだか？
<input type="checkbox"/>	いじめアンケートの実施
<input type="checkbox"/>	生活実態調査の実施
<input type="checkbox"/>	生活指導部・学年会等での情報共有

令和 3 年 3 月 22 日追加

令和 5 年 5 月 15 日加筆訂正